

令和7年度

刈谷市各会計補正予算書

令和8年3月定例会

議案第 15 号

令和 7 年度刈谷市一般会計補正予算（第 8 号）

令和 7 年度刈谷市の一般会計補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,866,863 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 79,804,390 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加及び変更は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更及び廃止は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 8 年 2 月 13 日提出

刈谷市長 稲垣 武

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市税		38,869,142	2,580,000	41,449,142
	1 市民税	16,659,385	2,370,000	19,029,385
	2 固定資産税	17,561,605	140,000	17,701,605
	4 市たばこ税	1,046,775	70,000	1,116,775
3 利子割交付金		18,000	39,000	57,000
	1 利子割交付金	18,000	39,000	57,000
4 配当割交付金		240,000	112,000	352,000
	1 配当割交付金	240,000	112,000	352,000
5 株式等譲渡所得割交付金		190,000	304,000	494,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	190,000	304,000	494,000
6 法人事業税交付金		870,000	108,000	978,000
	1 法人事業税交付金	870,000	108,000	978,000
7 地方消費税交付金		4,476,000	324,000	4,800,000
	1 地方消費税交付金	4,476,000	324,000	4,800,000
15 国庫支出金		12,288,832	△322,248	11,966,584
	1 国庫負担金	8,170,172	119,736	8,289,908
	2 国庫補助金	4,083,017	△441,984	3,641,033
16 県支出金		5,126,580	88,715	5,215,295
	1 県負担金	2,572,562	59,868	2,632,430
	2 県補助金	1,980,442	28,847	2,009,289
17 財産収入		381,067	2,230	383,297
	1 財産運用収入	380,775	2,230	383,005

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
18 寄附金		117,160	102,730	219,890
	1 寄附金	117,160	102,730	219,890
19 繰入金		4,333,769	△1,968,218	2,365,551
	1 繰入金	4,333,769	△1,968,218	2,365,551
20 繰越金		2,829,727	1,030,845	3,860,572
	1 繰越金	2,829,727	1,030,845	3,860,572
21 諸収入		3,112,574	△103,391	3,009,183
	4 雑入	2,553,153	△103,391	2,449,762
22 市債		2,772,100	△430,800	2,341,300
	1 市債	2,772,100	△430,800	2,341,300
歳 入 合 計		77,937,527	1,866,863	79,804,390

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		7,988,321	912,015	8,900,336
	1 総務管理費	6,131,452	920,519	7,051,971
	3 戸籍住民基本台帳費	615,552	△8,504	607,048
3 民生費		32,604,785	212,128	32,816,913
	1 社会福祉費	14,450,482	56,389	14,506,871
	2 児童福祉費	16,622,441	155,739	16,778,180
4 衛生費		5,891,225	163,281	6,054,506
	1 保健衛生費	3,124,213	△11,719	3,112,494
	2 清掃費	2,767,012	175,000	2,942,012
6 農林水産業費		884,671	13,028	897,699
	1 農業費	884,671	13,028	897,699
7 商工費		2,191,016	0	2,191,016
	1 商工費	2,191,016	0	2,191,016
8 土木費		13,938,797	568,035	14,506,832
	2 道路橋りょう費	3,424,606	△79,311	3,345,295
	3 河川費	504,128	△14,000	490,128
	4 都市計画費	6,948,200	684,918	7,633,118
	5 下水道費	2,165,932	28,108	2,194,040
	6 住宅費	662,678	△51,680	610,998
9 消防費		1,909,617	△17,393	1,892,224
	1 消防費	1,909,617	△17,393	1,892,224
10 教育費		10,424,329	32,270	10,456,599

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 小学校費	1,516,610	36,000	1,552,610
	3 中学校費	715,760	26,500	742,260
	5 社会教育費	3,256,657	△30,230	3,226,427
12 公債費		1,511,671	△16,501	1,495,170
	1 公債費	1,511,671	△16,501	1,495,170
歳出	合計	77,937,527	1,866,863	79,804,390

第2表 繰越明許費補正

追 加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	交通安全啓発事業	1,546
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	設備管理事業	18,431
3 民生費	2 児童福祉費	児童発達支援センター管理運営事業	10,000
3 民生費	2 児童福祉費	保育園備品等整備事業	5,692
3 民生費	2 児童福祉費	幼稚園備品等整備事業	9,384
6 農林水産業費	1 農業費	県営たん水防除事業（井ヶ谷地区）	10,790
7 商工費	1 商工費	企業立地推進事業	74,570
8 土木費	2 道路橋りょう費	狭あい道路整備事業	5,250
8 土木費	2 道路橋りょう費	市道01-40号線他道路新設改良事業	180,216
8 土木費	2 道路橋りょう費	市道02-5号線他道路新設改良事業	94,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	市道3-807号線他道路新設改良事業	26,908
8 土木費	4 都市計画費	都市交通計画調査推進事業	16,764
8 土木費	4 都市計画費	土地利用計画検討事業	2,100
8 土木費	4 都市計画費	都市拠点活用推進事業	12,340
8 土木費	4 都市計画費	JR刈谷駅総合改善事業	694,084
8 土木費	4 都市計画費	公共施設サイン整備事業	6,545
8 土木費	4 都市計画費	公園施設設置事業	5,288
10 教育費	2 小学校費	小学校補修事業	36,000
10 教育費	3 中学校費	中学校補修事業	26,500
10 教育費	6 保健体育費	スポーツマスタープラン推進事業	9,181
合 計			1,245,589

変 更

(単位：千円)

款	項	事業名	補正前金額	補正後金額
6 農林水産業費	1 農業費	単独土地改良事業	9,500	21,935
7 商工費	1 商工費	施設改修事業	7,400	10,414
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路補修事業	271,265	429,615
8 土木費	2 道路橋りょう費	市道01-4号線他道路新設改良事業	126,320	129,335
8 土木費	2 道路橋りょう費	市道01-36号線他道路新設改良事業	130,000	142,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	市道1-87号線他道路新設改良事業	71,390	45,890
8 土木費	2 道路橋りょう費	橋りょう長寿命化整備事業	24,000	214,750
8 土木費	4 都市計画費	駅前広場等改修事業	63,000	258,833
8 土木費	4 都市計画費	総合運動公園整備事業	18,500	226,500

第3表 地方債補正

変更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
市道01-4号線他 道路新設 改良事業	117,000	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金等につ いて、利率 の見直しを 行った後 においては、 当該利率見 直し後の利 率)	政府資金等 融資条件に 定めのある 場合はその 条件によ り、銀行そ 他の場合 にはその債 権者と協 定するもの による。た だし、市財 政の都合に よる。据置 期間及び償 還期限を短 縮し、若し くは繰上償 還又は低利 に借換えす ることができる。	162,000	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金等につ いて、利率 の見直しを 行った後 においては、 当該利率見 直し後の利 率)	政府資金等 融資条件に 定めのある 場合はその 条件によ り、銀行そ 他の場合 にはその債 権者と協 定するもの による。た だし、市財 政の都合に よる。据置 期間及び償 還期限を短 縮し、若し くは繰上償 還又は低利 に借換えす ることができる。
市道01-40号線他 道路新設 改良事業	234,900				374,900			
J R刈谷駅 総合改善 事業	522,500				457,500			
井田公園 整備事業	108,600				110,800			
市営住宅 外整備事業	120,000				97,300			

廃止

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
ウイング デッキ 整備事業	267,800	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金等につ いて、利率 の見直しを 行った後 においては、 当該利率見 直し後の利 率)	政府資金等 融資条件に 定めのある 場合はその 条件によ り、銀行そ 他の場合 にはその債 権者と協 定するもの による。た だし、市財 政の都合に よる。据置 期間及び償 還期限を短 縮し、若し くは繰上償 還又は低利 に借換えす ることができる。	—	—	—	—
たまち公園 等整備事業	262,500				—	—		

議案第16号

令和7年度刈谷市水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和7年度刈谷市水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和7年度刈谷市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第4号に定めた主要な建設改良事業の配水設備増補改良費を次のとおり補正する。

	（既決予定量）	（補正予定量）	（計）
配水設備増補改良費	1,240,258 千円	544,461 千円	1,784,719 千円
（資本的収入及び支出）			

第3条 予算第4条本文中「525,411千円」を「908,322千円」に、「225,411千円」を「608,322千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 資本的収入	1,028,579 千円	161,550 千円	1,190,129 千円
第2項 負担金	114,819 千円	20,882 千円	135,701 千円
第4項 補助金	13,750 千円	140,668 千円	154,418 千円
	支	出	
第1款 資本的支出	1,553,990 千円	544,461 千円	2,098,451 千円
第1項 建設改良費	1,448,902 千円	544,461 千円	1,993,363 千円
（企業債）			

第4条 予算第6条に定めた起債を次のとおり補正する。

（単位：千円）

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
				政府資金等 融資条件に 定めのある 場合はその				政府資金等 融資条件に 定めのある 場合はその

水道施設更新事業	900,000	普通貸借又は証券発行	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該利率見直し後の利率)	条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。	900,000	普通貸借又は証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該利率見直し後の利率)	条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
----------	---------	------------	---	--	---------	------------	---	--

令和8年2月13日提出

刈谷市長 稲垣 武

議案第17号

令和7年度刈谷市下水道事業会計補正予算（第4号）

（総則）

第1条 令和7年度刈谷市下水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和7年度刈谷市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第4号に定めた主要な建設改良事業の管渠施設費を次のとおり補正する。

	（既決予定量）	（補正予定量）	（計）
管渠施設費	1,602,175 千円	440,684 千円	2,042,859 千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 下水道事業収益	3,890,830 千円	△82,600 千円	3,808,230 千円
第1項 営業収益	1,958,298 千円	△20,583 千円	1,937,715 千円
第2項 営業外収益	1,932,522 千円	△62,017 千円	1,870,505 千円
	支	出	
第1款 下水道事業費用	3,890,789 千円	△82,600 千円	3,808,189 千円
第1項 営業費用	3,641,006 千円	△82,600 千円	3,558,406 千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 資本的収入	2,143,511 千円	440,684 千円	2,584,195 千円
第1項 企業債	801,300 千円	336,900 千円	1,138,200 千円
第2項 出資金	984,692 千円	97,291 千円	1,081,983 千円
第3項 負担金	20,969 千円	△15,772 千円	5,197 千円
第4項 補助金	336,550 千円	22,265 千円	358,815 千円
	支	出	

第1款 資本的支出	3,003,599 千円	440,684 千円	3,444,283 千円
第1項 建設改良費	1,684,285 千円	440,684 千円	2,124,969 千円
(継続費)			

第5条 令和6年度刈谷市下水道事業会計予算第5条に定めた継続費を次のとおり補正する。

(単位：千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	公 共 下 水 道 汚 水 整 備 事 業	1,132,407	6	285,996	1,410,707	6	285,996
				7	496,960		7	496,960
				8	349,451		8	627,751

(企業債)

第6条 予算第5条に定めた起債を次のとおり補正する。

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業	801,300	普通貸借又は証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該利率見直し後の利率)	政府資金等融資条件に定めのある場合はその条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えることができる。	1,138,200	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該利率見直し後の利率)	政府資金等融資条件に定めのある場合はその条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えることができる。

(他会計からの補助金)

第7条 予算第9条本文中「543, 583千円」を「494, 983千円」に改める。

令和8年2月13日提出

刈谷市長 稲垣 武